

## 指定管理者の取消し等について－市区町村の状況

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

2015年4月1日現在における公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果は、概要版のほか、次の「個票」が公表されている。私が着目しているのは「指定管理者の取消し等」の状況である。

総務省 地方公共団体の行政改革等－指定管理者

□ 公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果平成28年3月25日公表)

・都道府県（個票）

・指定都市（個票）

・市区町村（個票）

<http://www.soumu.go.jp/iken/main.html>

以下、市区町村における特徴を調査結果から探ってみた。

### ◆ 個票（市町村）からみた特徴

#### ① 図書館

図書館	(5施設)			
自治体	指定管理者	指定管理 取止め	理 由	取消し等の 後の管理
文京区	株式会社	○	施設の休止・廃止	統合
南魚沼市	一般社団法人	○	施設の廃止・統合	直営
兵庫県稲美町	NPO	○	指定管理者の撤退	直営
下関市	株式会社	○	検証の結果	直営
西之表市	NPO	○	公募の応募なし	直営

調査機関（3年間）における図書館は、指定管理の取りやめが5館あった。ただし文京区は図書室であり、他の図書館に統合されたものであった。その他の4館の取りやめの理由はそれぞれ異なっているが、取り止め後の管理は4間とも直営となっている。

なお、日本図書館協会の調査では指定管理者制度導入後の指定管理取消し等は12館ある。

② 博物館・美術館等施設

博物館・美術館等施設 (29施設)				
指定管理団体			指定管理の取止め	
株式会社	3		費用対効果等の検証	8
公益法人等	15		指定管理者の撤退	2
地縁団体	8		指定管理者の合併・解散	3
NPO	2		施設の休止・廃止	6
その他	1		施設の民間への譲渡	5
指定管理の取消し			その他	2
費用対効果等の検証	1		*指定管理者の撤退と施設の休止・廃止の2つをあげたところが2施設ある。	
指定管理者の撤退	2		取止め後の管理	
その他	2		直営	15
取消し後の管理			休止	1
直営	3		統合・廃止	6
統合・廃止	1		町内会で管理	3
再指定	1			

ここで注目したいのは指定管理取消し・取止めをあわせ、「費用対効果・サービス水準の検証の結果」が多いことである。そして、その後の管理として「直営」が多いことである。

② 保育所

保育所 (38施設)				
指定管理団体			指定管理の取止め	
株式会社	4		費用対効果等の検証	3
公益法人等	4		施設の休止・廃止	8
公共的団体	2		施設の民間への譲渡	18
地縁団体	6		施設の民間への貸与	3
その他	3		その他	1
指定管理の取消し			※取りやめの理由として費用対効果等の検証と民間への譲渡の2つをあげた施設がある	
指定管理者の合併・解散	1		取止め後の管理	
施設の休止・廃止	4		直営	3
施設の民間途への譲渡	1		施設の休止・廃止	8
取消し後の管理			民間への譲渡・貸与	20
統合・廃止	4		その他	1
民間等への譲渡	1			
再指定	1			

保育所は指定管理の取止めの理由として、施設の民間への譲渡・貸与が非常に多いことが特徴である。保育所は直営から民営へ移行する場合も譲渡・貸与が多いが、指定管理からの譲渡・貸与も同様な傾向を示しているといえる。

③ 児童館・学童保育所等

指定管理団体は、公共的団体が最も多い。その内訳は、民間の社会福祉法人が 20 団体、社会福祉事業団が 1 団体である。

児童館・学童クラブ		(51施設)			
指定管理団体			指定管理の取止め		
株式会社	1		費用対効果等の検証		18
公共的団体	21		施設の休止・廃止		11
地縁団体	11		施設の再編・統合		1
NPO	13		施設の民間への譲渡		4
その他	5		公募への応募なし		2
指定管理の取消し			その他		
指定管理者の業務不履行	1		※その他の11施設(豊川市)は、子ども子育てのサービス拡充のためとしている		11
施設の休止・廃止	3		※複数回答が3施設ある		
施設の民間等へに譲渡	3				
取消し後の管理			取止め後の管理		
休止	1		直営		33
統合・廃止	1		休止		1
施設の民間等へに譲渡	3		統合・廃止		6
再指定	1		施設の民間への譲渡		4
その他	1				

指定管理取止めの理由として、「費用対効果・サービス水準の検証の結果」と「子ども子育てのサービス拡充のため」とが合わせて 29 施設に上ることに注目すべきである(「子ども子育てのサービス拡充のため」は豊川市のみであるが)。「指定管理団体として公共的団体が多いにも関わらず」といいたいが、社会福祉法人の指定管理施設で、「費用対効果・サービス水準の検証の結果」をあげたところが 15 施設もある。

また取り止め後の管理は「直営」が多い。この点は、保育所との違いが明白である。

④ コミュニティセンター等集会施設

この集計で「コミュニティセンター等集会施設」に分類したのは、規模が小さいと思われる施設であり、比較的規模の大きいと思われる公民館などは入れていない(宇陀市の公民館 6 館は、後述する「特色のある自治体」で取り上げる関係から入れた)。

コミュニティセンター等集会施設は、指定管理の取消し等が 341 施設に上る。これは、市区町村の取消し等施設の約 16%を占める。そして「概要からみた特徴」でも述べたように、指定管理団体は地縁団体が約 96%であるから、コミュニティセンター等集会施設指定管理団体のほとんどは地縁団体だといっても過言ではない。

取消し等の特徴は「費用対効果・サービス水準等の検証の結果」が非常に多いことである。それは、指定管理の取消し、取止めを合わせて 238 施設になる。また取消し、取止め後の管理も特徴がある。それは地元管理への移行である。民間への譲渡・貸与、行政財産の使用許可も地元管理への移行ととらえられるから、合わせて 171 施設にな

る。直営への移行も、地縁団体への委託が大半と考えられるから、統合・廃止を除くとほとんどが「地元管理」になる。

集会所・コミュニティセンター等 (341施設)				
指定管理団体			業務の停止	
株式会社	2		施設の休止・廃止	7
公益法人等	2		その他	1
公共的団体	4		業務停止後の監理	
地縁団体	328		直営	1
NPO	2		休止	7
その他	3		指定管理の取止め	
※その他の回答のうち、自治会、行政区等は地縁団体にふくめた			費用対効果等の検証	209
指定管理の取消し			指定管理者の撤退	2
費用対効果等の検証	29		指定管理者の合併・解散	1
指定管理者の撤退	2		施設の休止・廃止	13
指定管理者の業務不履行	1		施設の再編・統合	4
施設の休止・廃止	26		施設の民間等への譲渡	17
施設の再編・統合	20		施設の民間等への貸与	3
その他	1		議会の不同意	1
取消し後の管理			その他	2
直営	1		取りやめ後の管理	
休止	4		直営	49
統合・廃止	42		休止	1
再指定	1		施設の民間等への譲渡	17
地元管理	29		施設の民間等への貸与	3
その他	1		統合・廃止	60
※地元管理の29施設は、すべて埼玉県滑川町である			行政財産の使用許可	122
			その他	2
			※行政財産の使用許可122施設は、すべて広島県廿日市市である	

#### ⑤ 特色のある自治体

児童館・学童クラブの項で取り上げた愛知県豊川市や、コミュニティセンター等集会施設の項で取り上げた埼玉県滑川町や広島県廿日市市のほかにも、以下のような自治体がある

- 奈良県宇陀市は、公民館 6 館をふくめて、コミュニティセンター、集会所、生活改善センターなど、集会施設 45 施設を「民間への貸与」とした。その理由は「費用対効果・サービス水準等の検証の結果」である。貸与先は、すべて従来の指定管理団体だった自治会だと思われる。
- 栃木県日光市は、集会所 25 施設を直営に戻した。理由は宇陀市と同じく「費用対効果・サービス水準等の検証の結果」である。直営といっても、地元自治会に委託していると思われる。

- 太田市と日置市の児童館一児童館・学童クラブのところでも述べたが、群馬県太田市は児童館 9 館、鹿児島県日置市は同 5 館を社会福祉法人の指定管理から直営に戻した。理由は「費用対効果・サービス水準等の検証の結果」である。
- 新潟県上越市は、総務省の分類では基盤施設に位置づけられる多目的研修センターや多目的共同利用施設、農作業休憩施設準備、構造改善センター、地域生涯学習センターなど 45 施設、社会福祉施設である、ふれあいセンター、ディホーム、ディサービスセンターなど 21 施設をふくむ、合計 72 施設の指定管理の取消し等を行った。多目的研修センターや多目的共同利用施設、農作業休憩施設準備、構造改善センター、地域生涯学習センター（指定管理団体は自治会が多い）などや、ふれあいセンター、ディホーム、ディサービスセンターなど（指定管理団体は社会福祉協議会や民間社会福祉法人が多い）の多くは民間移譲である。
- 長野県千曲市は更埴文化会館、上山田文化会館などの会館や、稲荷山宿・蔵し館、ふる里漫画館、アートまちかど、森将軍塚古墳館、さらしなの里歴史資料館などの博物館等施設、料野の里歴史公園、城山歴史公園、智識の杜公園などの歴史公園の指定取消し等を行った。指定管理団体はいずれも（公財）千曲市文化振興事業団であった。理由は「費用対効果・サービス水準等の検証の結果」であり、取止め後のすべて管理は直営である。
- 滋賀県野洲市は、文化ホール、小劇場などのホール等 3 施設と総合体育館など体育施設 4 施設の指定管理施設の指定取消し等を行った。指定管理団体は、いずれも（公財）野洲市文化スポーツ振興事業団である。理由はいずれも指定管理者の合併・解散であり、その後の管理は直営である。
- 京都府舞鶴市は比較的規模の規模大きい都市公園 29 公園の指定管理を取止めた。指定管理団体は（公財）舞鶴市花と緑の公社。取止めの理由は、「費用対効果・サービス水準等の検証の結果」であり、取止め後のすべて管理は直営である。
- 兵庫県豊岡市は、ディサービスセンターの指定管理を取止めた。指定管理団体は豊岡市社会福祉協議会。取止めの理由は、「費用対効果・サービス水準等の検証の結果」であり、取止め後のすべて管理は直営である。
- 徳島県美馬市は、40 ある集会施設（集会所、多目的営農施設、生活改善センターなど）の指定管理を取止めた。指定管理団体は自治会や集会所管理運営協議会である。理由は民間譲渡（前指定管理団体）であるが、自治会が集会所等を利用しないとの理由で直営になった施設が 2 か所ある。
- 佐賀県鳥栖市は、体育館、競技場などの体育施設 22 施設の指定管理を取止めた。指定団体は（公財）地球環境財団。理由は指定管理者の合併・解散であり、その後の管理は直営である。
- 鹿児島県出水市は、比較的規模の大きい都市公園、運動公園など 33 施設の指定管理を取止めた。指定管理団体は有限会社。理由は議会の不同意であり、その後の

管理は直営である。

- 沖縄県石垣市は、11の運動公園・体育施設と7の都市公園の指定管理を取消した。指定管理団体は（公財）石垣市公共施設管理公社。理由は指定管理団体の合併・解散、その後の管理は直営である。

▽ ▽ ▽

以上は、4月18日に開催される下記セミナーにおける私の発言レジメの1つとして作成しているものである（今後、若干の変更あり）。

### セミナー「指定管理者制度のあり方～公共性の観点からの検証～」

日本弁護士連合会主催

公の施設の管理については、平成15年に指定管理者制度が導入され、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体等幅広い団体にも管理運営を委ねることができるようになりましたが、制度導入の是非の問題やサービスの質が十分確保されない事例などが指摘されてきました。

そこで、日弁連が公益財団法人日弁連法務研究財団に委託している条例制定支援研究の研究班から、指定管理者制度を導入する際の基本的考えを定める「指定管理者基本条例案」を提案し、これを題材に、公の施設の管理に関する「公共性」の確保や住民にもたらされる「社会的価値」について現状と課題を明らかにするセミナーを開催します。ぜひ奮ってご参加ください。

日時：2017年4月18日（火）13時00分～17時00分

場所：弁護士会館2階講堂「クレオ」A→会場地図

（千代田区霞が関1-1-3 地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線 「霞ヶ関駅」  
B1-b出口直結）

参加費：無料

参加対象：地方議会議員の方、自治体職員の方、市民の方及び弁護士

内容・講師：

【講演1：図書館と指定管理者制度】（40分）

講師：片山 善博 氏（元総務大臣）

【講演2：指定管理者制度の運用における問題点～全国の事例から】（40分）

講師：伊藤 久雄 氏（NPO法人「まちぼっと」理事）

【講演3：指定管理者基本条例案について】（40分）

講師：太田 雅幸 弁護士（東京弁護士会）

【パネルディスカッション】（110分）

パネリスト：板垣 勝彦 氏（横浜国立大学大学院准教授）  
市川 敏之 氏（静岡県経営管理部行政改革課長）  
伊藤 久雄 氏  
太田 雅幸 弁護士

コーディネーター：幸田 雅治 弁護士（法律サービス展開本部自治体等連携センター条例部会長、第二東京弁護士会）

※ 全国の弁護士会へのTV会議配信（弁護士のみ）を予定しています。

申込方法：WEBまたはFAX（03-3580-9888）にてお申込いただけます。

チラシ：

[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/event/data/2017/event\\_170418.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/event/data/2017/event_170418.pdf)

申込締切：2017年4月11日（火）

主催：日本弁護士連合会

共催：公益財団法人日弁連法務研究財団

お問い合わせ先：日本弁護士連合会業務部業務第三課

TEL：03-3580-9337

備考

会場の都合により、定員に達した場合には、締切日以前であっても、ご参加をお断りさせていただきますので、ご了承ください。

また、TV会議にて参加を希望される場合には、TV会議接続の可否について予め所属弁護士会にご確認ください。